

盛岡広域振興局長告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年5月8日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一戸葛巻線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡葛巻町葛巻第50地割字平船118番2地先から119番6地先まで	新	A 13.5~12.1 m	m 114.3
		B 11.8~9.4	119.0
	旧	A 13.5~12.1	114.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- (2) 期間 令和2年5月8日から同年6月8日まで